

Ⅲ 総合的な果樹対策の推進

【果樹・茶支援対策事業 7, 528 (8, 763) 百万円】

対策のポイント

- ・果樹・茶において、未収益期間に対する新たな支援を緊急的に実施し、産地の競争力向上に向けた品目・品種への転換を促進します。
- ・果樹において、改植や小規模園地整備など産地の構造改革を進めるほか、計画生産・出荷の推進や需給安定対策、加工流通対策を実施します。

<背景／課題>

- ・永年性作物である果樹及び茶の改植については、資材費高騰や価格の下落等により農業所得が低下し、収益性が悪化していることから、未収益期間を伴う改植が進まない状況となっています。
- ・果樹産地においては、後継者の減少、高齢化の進展、基盤整備や担い手の規模拡大の遅れにより、生産基盤の脆弱化が急速に進展しています。

政策目標

- 果樹：優良品目・品種への転換が進捗することにより約109億円の経済効果（産出額）（平成26年度）
- 茶：品質向上や茶種転換を通して価格が上昇することにより約22億円の経済効果（仕上茶販売額）（平成25年度）

<主な内容>

1. 果樹・茶における未収益期間対策

果樹及び茶の優良品目・品種への転換、高品質化を加速化するため、産地ぐるみで改植等を実施した際の未収益期間に対する支援を行います。

2. 果樹産地の構造改革や果実の需給安定及び加工流通対策

果樹の優良品目・品種への転換や小規模園地整備、計画生産・出荷の推進や緊急的な需給調整対策、自然被害果実の流通対策、契約取引の強化や加工原料供給の安定化を図るための加工流通対策を総合的に行います。

果樹・茶支援対策事業 7, 528 (8, 763) 百万円
補助率：定額、6/10、1/2、1/3
事業実施主体：農業者団体、(財) 中央果実生産出荷安定基金協会

お問い合わせ先：生産局生産流通振興課

1の果樹対策分及び2 (03-3502-5957 (直))

1の茶対策分 (03-6744-2117 (直))

果樹・茶対策の概要（H23概算決定 果樹・茶支援対策事業 75億円）

(1) 果樹・茶の未収益期間(※)に着目した経営緊急対策の創設（果樹・茶経営安定緊急対策 30億円）

(※) 定植後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間

○ 永年性作物である果樹及び茶については、資材費高騰や価格の下落等により農業所得が低下し、収益性が悪化していることから、未収益期間を伴う改植が進まない状況となっているため、支援対策を緊急的に実施することで改植を促進し、産地の収益力の強化と農家の経営安定を図る。

果樹産地の状況

競争力のない品種の供給は価格低迷を招くとともに、品目全体等の価格にも悪影響。 → 優良品目・品種転換が急務。

例：かんきつ
極早生→不知火(デコポン)【長崎、熊本 他】
りんご
つがる→シナノスイート【青森、長野 他】

産地でまとまった改植を行い、出荷数量の確保を図る必要があるが、収益性の悪化により取組が進まない状況。

茶産地の状況

老園化による茶葉の品質低下は茶価格の低下を招く。 → 茶園の若返りが急務。

例：計画的な大規模改植【静岡 他】
実需者ニーズに即した品種・茶種への転換
やぶきた→べにふうき【静岡、鹿児島 他】
煎茶→玉露【京都 他】

荒茶加工場等の単位でまとまった改植を行い、品質の向上を図る必要があるが、収益性の悪化により取組が進まない状況。

未収益期間に対する支援を緊急的に実施し、産地の競争力向上に向けた改植等を促進

○ 果樹・茶経営安定緊急対策事業の仕組み

面積単価×支援年数を一括交付

果 樹 : 5万円/10a×改植の翌年から4年分 (下限面積:5a)

※果樹の改植1年目の諸経費は果樹改植事業で支援

茶(改植) : 4万円/10a×改植の実施年から3年分

(下限面積:荒茶加工場の単位で、面積が20a又は茶園面積の1割以上)

(参考1) 未収益期間

果樹: 5年程度 (早期成園の場合)

茶: 3年程度

(参考2) 改植後の育成経費 (肥料代など)

果樹: 10万円/10a程度

茶: 8万円/10a程度



セーフティーネット措置として、関連制度全体の見直しの中で、より農業者の経営安定に資する制度の方向を検討

(2) 生産・需給安定対策等(未収益期間対策を除く)(果樹対策事業 45億円の内数)

<< 果樹経営支援対策 >>

※ 事業実施期間 平成23年度～26年度
 ※ 補助率 1/2以内、定額
 ※ 事業実施主体 農業者、農業者団体等

整備事業(生産基盤の改善)

◆優良品目・品種への改植・高接、条件不利園地の廃園◆

改植

- ・かんきつ、りんご **補助率: 定額**
- ・その他果樹 **補助率: 1/2以内**

高接

- ・すべての果樹 **補助率: 1/2以内**

条件不利園地の廃園(植林等)

- ・かんきつ、りんご **補助率: 定額**
- ・その他果樹 **補助率: 1/2以内**

優良晩かん類
 産地計画に位置づけられた振興品目・品種

注) 条件不利園地の廃園(植林等)を実施する場合、担い手への園地集積が要件。

◆小規模園地整備(園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、かん水施設)等◆

すべて補助率: 1/2以内

推進事業(生産構造の改革)

すべて補助率: 1/2以内 ※赤字は追加分

- ◆労働力調整システムの構築◆
 - ◆大苗育苗ほの設置◆
 - ◆担い手支援(園地流動化)情報システムの構築◆
 - ◆新技術の導入支援◆
 - ◆輸出促進の実証◆
 - ◆販路開拓の推進強化◆
- 注) 対象品目の果樹共済の加入率が道府県の平均以上等の要件を満たす必要

<< 果実需給安定等対策 >>

※ 事業実施期間 平成23年度～26年度
 ※ 補助率 1/2以内、定額
 ※ 事業実施主体 農業者団体、民間団体等

①計画生産出荷、緊急需給調整特別対策

果実計画生産推進事業 **補助率: 1/2以内**

◆計画的生産出荷の促進◆ (うんしゅうみかん、りんご等)

- ・摘果の推進指導など計画的生産出荷に対する指導及び大幅な生産出荷調整が必要な場合の取組を支援

緊急需給調整特別対策事業 **補助金単価: 定額**

◆一時的な出荷集中時に緊急的に生食用果実を加工原料用に仕向ける措置を支援◆ (うんしゅうみかん、りんご等)

- ・生食用果実を緊急的に加工原料用に仕向けた場合の掛かり増し経費(選果経費、一時保管費、加工工場への運賃)の一部を支援

②自然災害による被害果実対策

自然災害被害果実加工利用促進等対策事業 **補助率: 1/2以内**

※事業実施主体: 果実加工業者、農業者団体 等

◆被害果実加工利用の促進◆

- ・被害果実の区分流通促進、出荷掛かり増し経費(運搬費、一時保管費)等を支援。

◆被害果実の消費拡大◆

- ・リーフレット等による消費宣伝、被害果実の加工製品の販売促進等を支援。

果汁特別調整保管等対策事業 **補助率: 定額、1/2以内**

※事業実施主体: 果実加工業者、農業者団体 等

◆被害果実製品の調整保管◆

- ・被害果実の製品化に要する資金の金利(定額)、低温倉庫保管料(1/2以内)等を支援。

(3) 果実加工需要対応産地育成事業(果樹対策事業 45億円の内数)

<<新需要開発型>>

- ※ 事業実施期間 平成23年度～26年度
- ※ 補助率 定額(上限200万円)
- ※ 事業実施主体 農業者団体、試験研究機関等

- ◆ 生食用と果汁原料価格の間を埋めるような原料価格を想定した新商品の開発◆
 - ・試作品の製作
 - ・消費者評価等アンケート調査の実施
- ◆ 当該加工原料を想定した低コスト・省力化栽培技術の確立◆
 - ・低コスト・省力化栽培技術の現地実証
 - ・低コスト・省力化栽培マニュアルの作成
- ◆ 新商品開発セミナー・交流会の開催◆

<<かんきつ果汁競争力強化型>>

- ※ 事業実施期間 平成23年度～26年度
- ※ 補助率 定額、1/2以内、1/3以内
- ※ 事業実施主体 農業者団体等

- ◆ 部門別経営分析、果汁の需給調査◆ 補助率:定額
- ◆ 過剰となる搾汁設備等の廃棄◆ 補助率:1/3以内
- ◆ 廃止された工場へ搬入していた加工原料の近隣工場への輸送費◆ 補助率:1/2以内
- ◆ 果汁製品の高品質化設備の導入◆ 補助率:1/3以内
- ◆ 機能性成分の抽出等新技术開発◆ 補助率:1/2以内

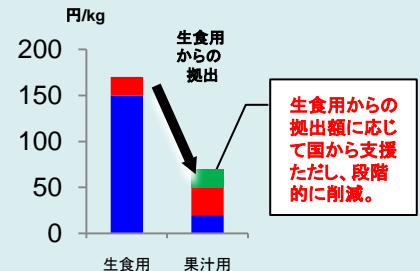
※ 加工原料果実価格安定対策事業の平成23年度分は、予算措置済み。

<<品質向上・産地安定出荷型>>

- ※ 事業実施期間 平成23年度～26年度
- ※ 補助率 定額
- ※ 事業実施主体 農業者団体等

- ◆ 長期契約数量を安定的に出荷するために生食用価格から加工原料への拠出する産地に対し、出荷奨励金等の交付。

初年度の国からの支援額は、生食用からの拠出額の2分の1以内。ただし、長期契約数量×10円/kgを上限。



- ◆ 長期契約に基づき出荷する原料果実の品質向上を図るため、品種等による原料価格に差を設け、上位等級品の価格引き上げを目指す産地に対し、出荷奨励金等の交付。

支援単価は、原則として上位等級品の価格を引き上げた年度に上位等級品に対して3円/kg。